

東京海上日動 マリンニュース

NO. 181

2008年3月11日

海上業務部 コマーシャル損害部

シンガポールにおける法制

要旨

シンガポールは、過去10年間、その恵まれた立地、優れた港湾設備 / 造船所、船社への主に税制面での優遇策、シンガポールでの船籍登録などハード・ソフト面で多大なる投資を行い国際海事センター (International Maritime Centre)へと発展を遂げてきた。ご存知の通り、日系船社のシンガポール進出も積極的に行われている。

こうした状況下、ビジネスにとって重要なシンガポールの法制の現状について改めて現状をお伝えいたします。

本記事は、シンガポールの大手弁護士事務所であるRajah & Tann のMr. Leong Kah Wah, Partnerからのご寄稿によるものです。

シンガポールは国際海事センターへと発展してきたが、船社・造船所をはじめとした海事関係者の多様化した様々なニーズに応えるために幅広く総合的なサービスの提供を行っている。こうしたサービスは、シンガポールの独自の効率的な法制度によって守られている。産業の発展に公正で透明性のある信頼できる法制度は不可欠である。

1. 法制度

シンガポール法は、英米法の法制度をベースとしており、英国法に極めて類似している。特に、商業上の契約および海事紛争に関しては特に英国の法制度との結びつきが強い。シンガポールは、また、ヘーグ・ヴィスビー・ルール、1976年船主責任条約、1992年CLC条約、1992年基金、MARPOL条約などの主な国際海事条約を批准している。

2. 裁判制度

シンガポールの裁判制度は、国際的であり、その独自性及び効率性でよく知られている。シンガポールの裁判所は、海事産業の商業的な実情に順応しており、予測可能性と紛争の早期の解決に配慮している。早期に紛争を解決し商取引を継続できるよう、シンガポールの裁判所に持ち込まれた事案は、通常1年以内に解決されている。

シンガポールは二審制を採用しており、一般的に上訴は一回しか認められない。これにより早期の効率的な解決が助長される。他の裁判管轄で見られるような非常に長い上訴プロセスはない。

シンガポールにおける海事産業の重要性に鑑み、また、海事産業をサポートしていくために、シンガポールの高等裁判所は、2002年より、海事関連の紛争のみを取り扱うための海事法廷を設立した。海事法廷は、海事産業に精通した裁判官で構成されており、その中には海事紛争を専門としていた元弁護士も含まれている。

3. 仲裁

シンガポールは、また、海事紛争の仲裁地としてもよく知られている。シンガポール政府は、シンガポールでの仲裁をサポートし、仲裁に関する法的な枠組みを提供すべく、国際仲裁法(International Arbitration Act)を制定した。シンガポールは、また、外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約(New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)を批准している。したがって、シンガポールにおける仲裁判断は、同条約の加盟国である142カ国において執行可能である。

さらに、仲裁をサポートするために、シンガポール海事仲裁所(the Singapore Chamber of Maritime Arbitration)やシンガポール国際仲裁センター(the Singapore International Arbitration Centre)などが設立されている。これらの施設は、海事関係者に対して、国際的に著名で経験豊富な仲裁人とのネットワーク、公平かつ迅速な仲裁手続を保証する総合的かつ使い勝手のよい仲裁ルール、仲裁の発展を促進する各種サービスなどを提供しており、それにより、仲裁人と紛争当事者らが、解決しようとする紛争の実質的側面に集中できるようにしている。

4. 法的サポート

シンガポールには海事専門の弁護士、専門のサーベイヤー、保険会社などが集まっており、公正な紛争解決をサポートするための機能が充実している。

以 上